

## 議第139号

## 令和5年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,652,800	千円 5,013	千円 4,657,813
	1 営業費用	4,432,516	5,013	4,437,529

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額 1,516,600千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 2,488,198千円は、減債積立金 330,644千円、建設改良積立金 304,888千円、過年度分損益勘定留保資金 1,562,906千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 289,760千円で補填するものとする。）

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,003,000	千円 1,798	千円 4,004,798
	1 建設改良費	3,295,911	1,798	3,297,709

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 488,311	千円 6,811	千円 495,122

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造